

## もうひとつの福祉 I ばおばぶの実践

ばおばぶ代表  
植草学園短期大学非常勤講師  
五十嵐正人

### 3

フーコーの、あるいはフーコー以降の哲学者の指摘にしたがうなら、現在は「調整する管理」や「情報管理」の時代に入ったとされている。フーコーは伝染病への対応を例にとり、次のように主権者による管理システムの変遷を説明している。

中世における（中世末までの）癩病患者の排除を取りあげましょう。この排除は、やはり法や統制といった法的総体によって、また儀礼的・宗教的総体によってなされ（それ以外の側面もありはしましたが）、そのようなものはともかくも癩病に罹っている者と罹っていない者のあいだに線を引く二項的分割をもたらすものでした。（『ミシェル・フーコー講義集成7 安全・領土・人口』ミシェル・フーコー 高桑和巳訳 筑摩書房）

これがすなわち古代から続いてきた「生殺与奪の権」の行使である。罹患者と被罹患者の間に引かれた線は、たとえば隔離であり、それは罹患者を殺し、被罹患者を殺さずにおく二項的分割であった。

そして「中世末から十六世紀まで（さらには十七世紀にも）定式化」されていたのがペストを例に説明された管理である。

ペストに関する統制においては、ペストが発生している地域や都市を文字どおり基盤割りにし、人々に対して統制を課します。つまり、その基盤目からいつ、どのように、何時に出るべきか、自宅では何をしなければならぬか、どのような食物を摂らなければならぬかが指示され、これこれのタイプの接触が禁止され、視察官の前に姿を見せ、自宅を視察官に見せることが強制される。ここにあるシステムは規律的なタイプのものだと言えます。（『ミシェル・フーコー講義集成7 安全・領土・人口』）

そして、フーコーが指摘する第三のタイプ。

天然痘（また十八世紀からは接種実践）のことです。ここでは問題はまったく違うように立てられています。規律を課すというよりも（もちろん規律も援用されは [します] が）、

根本的な問題は、何人が天然痘に罹っているか、その人々は何歳か、どのような影響が出ているか、死亡率はどの程度か、病変や後遺症はどの程度か、接種を受けるばあいのリスクはどの程度か、個人が接種を受けたのに死んでしまったり天然痘に罹ったりする蓋然性はどのくらいか、人口一般における統計学上の効果はどの程度かといったことになります。（『ミシェル・フーコー講義集成7 安全・領土・人口』）

フーコーは三つのタイプに世紀の差を記しているが、これらは順番に取って代わってきたわけではない。新しいタイプが誕生しても、古いタイプは消えていくわけではなく、現代では三つのタイプが共存しているといっただろう。

2011年3月11日、日本を大震災が襲った。その時にまず存在したのは、助けられた人と助けられなかった人という二つのグループだ。ここには「癩病に罹っている者と罹っていない者のあいだに線を引く二項的分割」と同様な分割が歴然と存在していた。それは震災発生時において、十分な救援活動ができていなかったというようなことではない。住民同士の助け合いはもちろんのこと、消防や自衛隊、海外からの支援者にいたるまで、多くの人ができる限りの活動をして、多くの生命を救ってきた。しかしそれは地震発生以降のことだ。それ以前に、起こりうる地震の規模や津波の高さが想定されていて、それに沿った防波堤づくりや避難場所の設定がされていたことを忘れてはならないだろう。

この時、津波の高さがどのくらいと設定され、どの高さの堤防が作られていたのか。堤防の高さや強度、避難場所の安全基準の厳格さなどによって、生命を失う人と、死なずにすんだ人との違いが生じた。もちろんそれだけが生死を分けた要因ではないのだろうが、大きな要因の一つであったことは否めない。そう考えるなら、震災前までに用意された防災の取り組みの到達点がすでに「あいだに線を引く二項的分割」であったと考えられる。それは君主の剣によってではなく、政府の防災施策によって行われた分割であった。剣を振るうようにではなく、地震規模を甘く見たり、防災施策に何らかの手抜きをしたりといたり、さまざまな公的ネグレクトとして。

私たちは時間の長さに誤魔化されてしまう。「食べ物を与えなければ子どもは餓死してしまう」ことをネグレクトとして理解できても、「防災を怠ることが震災時の死に繋がる」ことは直感できない。防災計画を策定した年月日と震災発生の年月日の距離が遠いことで、不作為の因果関係が繋がりにくくなるのだ。しかし、地震という地球規模の出来事を地球の一生の時間で考えたなら、防災計画を策定したのが数十年前であったにしても、数秒程度の過去のことでしかないのだろう。それはおそらく、食べ物を与えなかったことにより子どもが餓死するまでの時間よりも短い、結果に直結したネグレクトである。

そして「あいだに線を引く二項的分割」のこちら側、すなわち死を免れた人たちの中の多くは、避難所で長い時間を過ごすことになった。それは被災地の体育館であり、あるいは他県の

避難所であつたりもした。私の住んでいる千葉県柏市にも避難所が設けられ、ピーク時には二百名を越える人たちが一時的に暮らしていた。それは一般的な平時の暮らしではなく、プライバシーや自由に欠ける集団の生活だった。運営者側は最小限度の管理にとどめるよう努力していた様子だが、それでも玄関ホールには受付が設けられ、人退去のチェックが行われていた。電力不足のせいもあったのだろう、消灯の時間も決められていた。これは場を限定し管理するペストの場合に似ている。一つの場に集まらせる力が、ペストの場合は政府の権限であつた。しかし今回の震災で避難所に人々が集まったのは、その場が被災地においてはもっとも安全で、支援の拠点になっていたからだ。合理的な支援のためには支援を求める人たちが一カ所に集まっていることが必要だったのである。

同様なことは直接の被災地ではない他県の避難所においても見る事ができた。柏市内において避難施設となつた場所がもっとも安全であつたかどうかは不明だが、少なくともそこに避難者が集中してくれる事によって支援は合理的に行われたのだ。ただ被災地の避難所と大きく異なつていたのは、何もかも津波で壊されてしまつた場所に立つ避難所が、より人間的な暮らしの場であつたのに比べて、直接の被災を免れた街の中の避難所は外部に比べてどちらかという前近代的な暮らしの場になつていたということだろう。柏市においては自由とプライバシーが薄く、ある程度の規律を求められる避難所内の集団生活があり、そこを一步出ると彩りと音楽に溢れ、若者が集い人々が自由にショッピングを楽しむ活気に満ちた中核都市が広がつたのである。

第三のタイプは、現在国会で議論されている震災復興のさまざまな施策にみることができる。そこにおいては震災の犠牲者も、現在仮設住宅に暮らす人たちも、数値で把握されるようになる。犠牲者一人ひとは犠牲者数となり、仮設住宅入居者の一人ひとは入居者数になるのだ。そして一人ひとりが失つた家などの損失は、震災による被害総額に組み込まれ、一人ひとりの生活建て直しのために必要なあれこれは、震災復興のための総額見込みとなつて表わされる。

この三つのタイプは、人間である事の実体から徐々に離れて行く。震災時の生きるか死ぬかの二分割は、一人ひとりを助けることができるかどうかの場面の蓄積であつた。それが規律統制のタイプでは個人が喪失し避難所というような場がメインになつてくる。そしてさらに第三のタイプでは場も離れて、全国に散らばつた被災者という同条件の人々や、全国で発生した同一震災の被害額などが合算して語られる。あたかも特定条件による1クリックの検索で、該当者を抽出するエクセル機能のように。ここにはもはや個人としての被災者や、個人としての財産の喪失、復興などは完全に消失してしまつているのだ。

さらにこの三つの管理のシステムは、それらが同時期に重なり合う事によって、状況を複雑化させる。仮設住宅という自由とプライバシーが制限され、一種の規律が発生している場に暮らす人がいる一方で、政府は人口としての議論を行っているのだ。一般的な市民の良心が、仮設住宅に暮らす人たちや震災で被害を被つた人たちに、より配慮した施策を望んだとしても、現実の施策はそうなるとは限らない。二つ以上の管理システムが並行して存在する状況におい

では、ぶつかり合う管理システム的一方が折れて例外的状態になってしまう。そしてその例外によって、得をするのは少なくとも国民の側ではない。なぜなら、例外を決定する権限を私たちの側は持っていないのだから。

主権者とは、例外状況にかんして決定をくださる者をいう。（『政治神学』カール・シュミット 田中治・原田武雄訳 未来社）

カール・シュミット（ドイツの政治・法学者 1888-1985）が『政治神学』でテーマにしている例外状況とは、シュミットが生きていた時代に目にしたワイマール共和国にあったような状況だ。引用は「この定義は、限界概念としての主権概念についてのみ妥当しうる。なぜなら、限界概念とは、通俗書の粗雑な用語にみられるような混乱した概念ではなく、極限領域の概念を意味するものだからである。」と続いている。想定していたのは、ワイマール憲法下において明確な主権者であるところの大統領が発する例外状況への決定であろう。このことは直接には現在の日本には当てはまらないかもしれない。しかし、こと障害者の状況は、すなわち国家及び地方自治体という大小の政府が「生殺与奪の権」を持っている状況は、「限界概念としての主権概念」に該当するのではないか。

1980年代に私が見た社会福祉状況において、生じてくる例外状況の判断は、常に主権者側の一方的な権限であったと述べている。

#### 4

1980年代の障害者に関する社会福祉はフーコーの分類にしたがうなら、規律統制のタイプであったように思う。しかしそれは自力によつての生存が困難な障害者にとっては、「二項的分割」の中世以前を思わせる状態にほかならなかった。規律社会において管理者は原則として剣を手にはしていないはずだが、施策の不作为というネグレクトの剣によって、障害者側の「生殺与奪の権」を握っていたのである。

そしてさらにいうなら社会福祉の規制統制という状態そのものが、すでに時代に遅れている管理システムであったことも否めない。引用した『ミシェル・フーコー講義集成7 安全・領土・人口』はコレージュ・ド・フランスにおいて1977～78年に行われた講義の集成であるのだから。1970年代にすでにフーコーは管理の主たるシステムが「領土」から「人口」に変わって来ていることに言及している。

障害者にとっての1980年代は、すでに「人口」による管理システムが中心となった日本において、いまだ規律という旧来のシステムをとる社会福祉によって管理され、実質的には古代の「生殺与奪の権」を政府に握られた生活を強いられていた時代、というわけだ。

こうした1980年代において「ばおぼぶ」の実践は、制度から離れることではじまった。制度が管理に導入した様々な規律、すなわち障害の種別や年齢による利用可能施設（場）の振り分け。最初にこうした規律から遠く離れることが「ばおぼぶ」のスタイルであった。それによって、障害の種別や年齢の異なる兄弟と一緒に利用できることになったのは、先に書いた通りである。

また、規律以前に制度の持つ公的ネグレクトによって、福祉の対象から外される「二項的分割」の向こう側の人たちも「ばおぼぶ」では利用者となった。それはどの市町村に住んでいるのかだったり、障害者としての認定を受けているのかだったり、というような「二項的分割」をもたらすラインを取り払うことだった。現在まで「ばおぼぶ」を利用した人でもっとも遠くの人、アメリカのオレゴン州の人だ。母親は日本人なのだが、日本に暮らす肉親の看護のために帰国してきた際に、知的な障害を持つ娘さんを「ばおぼぶ」に数日間預けていた。もちろん、日本で障害の認定を受けている人ではなかった。

また、この「二項的分割」のラインには、福祉事務所が平日の昼間にしか開いていないという、時間的な生殺ラインがあったことも忘れてはいけない。「ばおぼぶ」が24時間年中無休の対応を目指したのは、このラインを無効化するためである。

このほかに制度の性質から間接的に「二項的分割」のラインが引かれていた例も多かった。ボランティアとして制度の管理システムから離れた預かりをはじめた当初から、私たちのところには、他害や自傷の激しい人や、多動な人、重複して障害を持つ人、介助が生活全般におよぶ人などが集まってきていた。このことは、いわゆる重度障害という人たちが社会福祉の制度化では受け入れられていなかった事を意味している。制度上は重度者を預かってはいけないと明記されてはいなかったが、現場の施設側がじゅうぶんに対応しきれていない実体があり、そういう人たちほど家族に押しつけられていたのだ。制度には明記されない、社会福祉における消極的ネグレクトのような状態である。これもまた、重度障害者やその家族を「二項的分割」ラインの向こう側に追い詰めていく、大きな要因の一つだった。

「ばおぼぶ」の利用者アンケートの中にはこんな声があった。

パニックの時、家庭内でなんとかしなければと思い、あれこれしているうちによけいに混乱してしまい、どうにもならなくなってしまう事もしばしば。預かっていただけることで、こちらも頭を冷やせるので、本当に助かります。

夜中でも来ていただけるので、助かっています。（『ばおぼぶブックレットNo.1』 選んだ利用者アンケート集）

一時期「ばおぼぶ」に、こうした利用が殺到したことがあった。身体の大きなお子さんが、何かのきっかけでパニックを起こしたような時だ。わけがわからなくなって他害や自傷を繰り返す我が子に対して、親が沈着冷静な対応をとることは、まず不可能だろう。そんな時には、福祉のプロが介入し、一時的にお子さんをお預かりして両者を離し、お互いが落ち着くことができる時間を作ることは、有効な手段の一つである。そのことは、私でなくても、障害福祉を仕事にしている多くのプロたちは知っていたはずだ。しかし、分かっているにもかかわらず、見て見ぬふりをする現実があったのだ。

時を経て、現在の「ばおぼぶ」からはこうした重度と言われている利用者は、少しずつだが減ってきている。きっかけは、制度の中に強度行動障害という項目が生まれ補助金がつくようになったことだ。制度外の「ばおぼぶ」には関係のない制度だったが、社会福祉の施設ではこれによって該当する重度障害者の受け入れが加速されたのだ。制度が強度行動障害者に対する不作為を止めることによって、生殺のラインが一部消滅したのである。このことはとりもなおさず、それ以前に重度障害者をラインの向こう側に追いやっていたことを、政府自らが認めたのだとっていい。

「ばおぼぶ」がはじまった当初から、依然として減らないのは、医療を必要とするような重症心身障害といわれる人たちの利用である。これはすなわち、現在でも政府がネグレクトを決め込んでいることの証明だ。受け入れを十分にできない現場の社会福祉施設は消極的ネグレクトだが、政府は積極的ネグレクト状態にある。

ばおぼぶは私にとって、とても大切な場所です。助かったことなどは数知れません。うちの子は栄養チューブで食事をしています。そうすると、やはり連れて行ってやれる所は、どうしても限られてしまいます。しかしお姉ちゃんをどこか連れて行ってやりたいと思う時、動物園や公園などには一緒に連れて行けたとしても、なかなか他の場所は難しく……。そんな時ばおぼぶで預かっていただくと、とても安心して出かけていけます。（『ばおぼぶブックレットNo. 1 選んだ 利用者アンケート集』）

医療を必要とする重症心身障害児の兄弟が、必要以上の我慢をすることなく過ごせる日本は、いつになったら実現するのだろうか。

「ばおぼぶ」の実践は、1980年代に不足していた障害者の生活に関わる福祉の提供だった。しかし目指したことはそれにとどまっていたわけではない。それだけなら、私たちは障害者自立支援法の生活支援の事業所になればよいのだから。当時同様に活動していた他団体の多くが、措置制度から支援費制度への政府方針の変化の波にのまれて、制度内の生活支援事業所へと移行していった。私たちがその波に乗らずに制度外にとどまっているのは、一つにはいまだに制度だけでは対応できない障害者や困難な状況があるためだ。そしてもう一つの理由。

制度によらない福祉の形が存在していることが、政府の管理システムを無効化させる効果を持つからである。

政府がネグレクトという剣をふるって「二項的分割」のラインを引いたとしても、そのラインを踏み越えて向こう側に追いやられた人の生活に関わっていく人たちがいれば、ラインは一時的にせよ消滅する。

そしてさまざまな管理タイプが複雑に入り乱れていた障害福祉の状況下において、どの制度を優先するのか、つまり優先されない管理システムにとっては例外状況を作り出すことになるのだが、その例外状況を主権者が決定するという定義に対しても、私たちは認めることができない。主権者が重度障害者を例外的に支援対象から外す決定をしたとしても、そうした人たちが受け入れる場が存在していれば、主権者の決定はまったく無効なものとなるのだろうから。

私たち「ばおぼぶ」はそうした場の一つでありたいのだ。

その主権者の権限が行き渡る範囲が社会福祉であるとするなら、私たちは積極的にそれとは別の**もうひとつの福祉**であり続ける。それによって障害者に対する、政府の無知で迷信めいた管理システムを無効化し続けるのだ。

ちょうどその1980年代に、フランスの思想家であり精神分析学者フェリックス・ガタリ(1930-1992)が、自身の実践からこう指摘している。

精神医学改革のために持ち出された技術的手段としては先ず、病院内部の改革・人間化、作業療法、社交療法、責任感の意識化、療法クラブの創設……等々がありました。この結果、いくらかの効果はありましたが、それは精神医学の根本的な抑圧性を変えることはできなかつたし、またそれほど有効なものではありませんでした。次に考えられたのは、病院外活動です。患者クラブ、患者の家庭訪問、患者たちのための保護工房……等といったものです。私としてはそれが全然効果のないものだったと言うつもりはありませんが、しかし不幸なことに、それはときとして抑圧の性質を変えながら、かえって抑圧を強化することになったと言わねばなりません。そのために、この種の活動は精神病院のミニチュア化と言われることにもなったのでした。

(中略)

「アルテルナティブ」というのはつまり別の場に立つ、精神医学の問題の外にでるということです。再び別の精神医学をやるということではなしに、別次元の解決を見出そうとすることです。(『現代思想 1982年1月号 特集=現代フランスの思想』 青土社)

ガタリのいうアルテルナティブは、英語でいうところのオルタナティブだ。ガタリは精神医学の領域において、「別の場に立つ」「精神医学の問題の外にでる」という問題の解決策を提起した。それはつまり私にとっては「制度の外側に立つ」ことであり「社会学としての障害者の問題の外にでる」ということである。そして付け加えるなら、反政府ではなく、政府による

制度の福祉という一つが存在していることを認めながら、**もうひとつの福祉**の位置にいるということなのだ。

私たちは社会福祉を拒否するのではなく、共存をする。それは足りない部分を補う（制度が届かないニーズに対応する）ということだけではない。社会福祉がその性質上発生させてしまう欠点（障害者を古代モテルの非人間的管理下におく）を無効化させるという役割も担った共存なのである。

つまりそれが、「ばおぼぶ」が**もうひとつの福祉**であり続けることの実践なのだ。

#### 引用・参考文献

- ミシェル・フーコー 渡辺守章訳 『性の歴史Ⅰ 知への意志』 新潮社 1986年  
ミシェル・フーコー 高桑和巳訳 『ミシェル・フーコー講義集成7 安全・領土・人口』  
筑摩書房 2007年  
カール・シュミット 田中浩・岸田武雄訳 『政治神学』 未来社 1971年  
フェリックス・ガタリ 『現代思想 1982年1月号 特集＝現代フランスの思想』  
青土社 ※引用部分は「シンポジウム 精神医学的状況」  
シル・ドゥルーズ 宇野邦一訳 『フーコー』 河出文庫 2007年  
岡本裕一郎 『ポストモダンの思想的根拠 9・11と管理社会』 ナカニシヤ出版 2005年  
檜垣立哉 『現代思想の現在 フーコー講義』 河出書房新社 2010年  
ばおぼぶ編集 『ばおぼぶブックレット1 選んだ 利用者アンケート集』 ばおぼぶ  
1999年